



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
12月14日
号外(2)
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

家畜伝染病の発生(畜産課)	1
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための家畜等の移動の禁止および制限(畜産課)	1

告 示

滋賀県告示第519号の2

県内において、次のとおり家畜伝染病が発生した。

令和2年12月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

病名	家畜の種類	区分	発生年月日	発生頭数	発生場所
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患者	令和2.12.13	11,000	東近江市

滋賀県告示第519号の3

家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年滋賀県規則第30号)第3条第1項の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、次のとおり家畜等の移動を当分の間禁止し、および制限する。ただし、知事が許可したものは、この限りでない。

令和2年12月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 家畜等の移動を禁止し、および制限する区域
 - (1) 移動を禁止する区域 次の図のとおり
 - (2) 移動を制限する区域 次の図のとおり
- 2 移動を禁止し、および制限する家畜等の種類 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥およびだちょう、その死体ならびに病原体を広げるおそれのある物品
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県農政水産部畜産課に備え置いて縦覧に供する。)

